

飯山市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画について

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法の規定に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を確保するために策定するもので、地域の実情に即した一般廃棄物の処理に係る長期的ビジョンを明確にするものです。

	現計画	次期計画
計画期間	令和3年度～令和7年度 【2021】 ▶ 【2025】	令和8年度～令和12年度 【2026】 ▶ 【2030】
数値目標	1人1日当たりのごみ排出量 790g	1人1日当たりのごみ排出量 740g <small>(全国最少水準同等を目指す (R5(2023)全国最少:749g))</small>
スローガン	「つくる責任・使う責任」 「それを意識すること・果たすこと」	あなたの「捨てる」を次なる「資源」に 意識を変えて「捨てる」を変える
目標達成に向けた取組	4Rの推進	4Rの推進
	Reduce:発生抑制 ▶ 生ごみの水きりの徹底 ▶ 「不要なものは受け取らない」取組	Reduce:発生抑制 ▶ 食品ロス「3きり運動」(食べきり、使いきり、水きり) ▶ 生ごみ処理機の普及で「ごみ減量」+「鳥獣被害対策」
	Reuse:再使用 ▶ 不用品情報提供コーナーの周知・利用の拡充	Reuse:再使用 ▶ 制服や学用品を地域内で循環して、学用品のワンウェイ廃棄をなくそう
	Recycle:再生利用 ▶ 資源物休日回収の実施と回収品目拡充 ▶ プラスチック製容器包装・製品の一括回収に向けた研究・検討	Recycle:再生利用 ▶ プラスチックの一括回収の早期実現 ▶ 「リサイクル推進店舗認定制度」を創設、認定店舗をPRすることで企業のSDGs推進活動を後方支援
	Replace:代替素材 ▶ プラスチック代替製品の活用の促進	Replace:代替素材 ▶ 指定ごみ袋へのバイオマス原料導入